

# 和地ひとみレポート

**No.11**

## 議会のあり方調査特別委員会

### 開かれた議会…議会のあり方を見直す第一歩



#### ■ 議会のあり方調査特別委員会

…先月、議会のあり方について調査をする「議会のあり方特別委員会」が発足しました。和地ひとみは委員に立候補し、委員会に参加。平成12年に施行された地本分権一括法により、地方自治体の自己決定、自己責任が拡大し、各自治体で「自治基本条例」「議会基本条例」の制定への動きが活発化している中、東大和市議会も、議会のあり方について他自治体なども参考にしながら調査研究するとともに、開かれた議会、議会の役割の明確化を『当市の現状に合った形』での実現を目指します。

#### ■ 地方議会改革は誰のためか？

…地方議会改革というと「議会基本条例」の制定がすぐに取り上げられますが、個人的には「条例制定ありき」ではなく、実がともなった形で進めていくべきだと考えます。例えば、東大和市議会の定例会はビデオ公開がまだ整備されていません。市民の市議会への関心が低い、傍聴人が少ないということは、どこの自治体でも問題になっていますが、平日の日中に開催される議会を傍聴するなど、現役世代にはどうも無理なことです。またこの度、市長が市民と語り合う場として「タウンミーティング」を開催しましたが、行政とは違った形で、議会≒議員が市民と顔を合わせ、報告、議論をする場の企画も必要。条例を制定するなら、実情も共に変えていくべきです。

…日本の地方自治制度は、首長制、二元代表制です。国政の仕組みとの大きな違いは、日常の行政を執行する首長とそれをチェックする議員が、共に住民から選ばれ対立・対等の関係にあることで、首長、地方議員ともに直接選挙で選ばれた自治体運営者としての責任が存在します。一方で、自治体の日常的な運営や意思決定に、主権者である住民が直接権限を行使できることを制度で保障されているのも地方自治の特徴です。地方自治は住民が主役なのです。

…時代にあった議会のあり方に変えていくことは、改善の第一歩ですが、それが住民不在、議会の自己満足になってしまえばいけないと思います。改革は住民のためでなくてはけません。そこには住民の協力も必要となってきますし、協力、関心を持ってもらえるような取り組みが必要になってきます。市民は自分の生活の忙しさでいっぱいなので、それを踏まえうえて、住民の協力を得る、関心を高めてもらえるような取り組みを、委員会では検討していく必要があると思います。

#### ■ 調査検討項目

…下記の通り調査検討する項目は決定しました。委員長からは自由に討議し、各委員が意見を出し尽くせるように進めていこうとの発言も。活発に意見を述べ、成果があげられるように取り組んでいきたいと思っています。

#### (1) 総論

- ア 市民に開かれた議会とは
- イ 議会の現状と課題      ウ 目指すべき方向性
- エ 二元代表制における市長部局と議会の関わり方

#### (2) 議会運営の諸課題

- ア 議会招集権のあり方      イ 定例会の回数と会期設定
- ウ 地方自治法第96条2項に基づく議決権の拡大
- エ 決算審査の強化      オ 議員間の自由討議の手法
- カ 請願陳情の審査における提出者からの意見聴取
- キ 一般質問の内容と施策実施の実態把握の方法
- ク 質問通告性のあり方      ケ 議員の発言権の保障
- コ 議場へのパソコンなどの持ち込み

#### (3) 議会からの情報発信

- ア インターネット中継の在り方
- イ 土日夜間の議会の開催      ウ 議会のホームページの充実
- エ 議会としての情報発信と議員個人の情報発信のあり方
- オ 議会広報委員会の活性化
- カ 議案の市民への公開のあり方
- キ 一般質問の内容と施策実施の実態把握の方法
- ク 質問通告性のあり方      ケ 議員の発言権の保障
- コ 議場へのパソコンなどの持ち込み

#### (4) 議会運営にかかわる諸経費

- ア 議員定数と議員歳費の適正規模
- イ 政務調査費のあり方      ウ 諸経費にかかる予算の確保

#### (5) 政策立案機能の強化

- ア 議員間の討議による政策立案の方法
- イ 議員研修会の活性化      ウ 議会の調査機能の強化
- エ 議会事務局の体制と機能強化      オ 議員控室の環境整備

#### (6) 市民と議会の関わり方

- ア 市民と議会が対話できる場の設置
- イ 市政モニター制度の検討
- ウ 市議会による市民向け講座の実施
- エ 議場の一般開放の方法      オ パブリックコメントの実施

#### (7) 議会基本条例について

- ア 条例を制定した自治体における実態調査
- イ 設置の目的と効果      ウ 当市における設置の是非